

大鰐町コミュニティバス運行業務仕様書

この仕様書は、大鰐町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が実施する大鰐町コミュニティバス運行業務について必要な基本的な事項を定めるものとする。

1 業務の名称

大鰐町コミュニティバス運行業務

2 業務の目的

地域における需要に応じた住民の生活に必要な移動手段を確保すること。

3 事業の概要

(1) 事業形態

交通会議と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行う。

(2) 委託期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(3) 業務内容

①運行方式

交通会議において承認された運行ルート、停留所、ダイヤで、利用者から事前に予約申込（以下「予約」という。）があった場合にのみ運行するデマンド型の区域運行方式とする。

また、運行に使用する車両の乗車定員を超える予約があった場合は、増発便の運行を行うものとする。

②運行路線・運行便数・運行ダイヤ

運行路線は、下記の3路線とし、運行便数及び運行ダイヤは、別紙1から別紙3のとおりとする。

	路 線
1	高野新田線（めんちゃ号）
2	島田線（シャモロ号）
3	駒ノ台線（あつぶる号）

③利用料金

・運転手は、利用者から運賃を受領し運行する。

- ・運賃の支払い方法は、原則回数券で行うものとする。
- ・回数券の販売は受注者及び受注者が委託したものが行う。
- ・料金の設定
 - 大人 200円
 - 小人 100円（小学生、中学生、高校生）
 - 未就学児 無料
- 定期券
 - 大人 15,000円（3か月定期）
 - 小人 15,000円（6か月定期）
- ・料金の割引（下記については、次に示す額を料金から割引する）
 - 町内医療機関利用者 片道及び往復全額（証明書の提示による）
 - 町外医療機関利用者 半額（証明書の提示による）
 - 身体障害者手帳及び療育手帳を提示された方と、その付添人一人 半額

④委託料、運行経費、収入

- ・委託料は、委託期間内における各路線毎の運行費用の合計額とし、運行によって徴収した利用料金、定期代、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助金額等は運行費とは別に額を算定し精算するものとする。
また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合には、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。
- ・運行経費には以下のものを含むこととする。
 - 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
 - 燃料油脂費
 - 車両の調達費
 - 車両の修繕、点検、内部清掃、保管費
 - 租税公課（自動車税・自動車重量税）
 - 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
 - 停留所設備の維持・管理
 - その他業務に必要な経費

⑤運行管理

- ・運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- ・運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者、車両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を、交通会議に提出すること。
- ・運行事業者は、毎月原則10日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書を交通会議に提出すること。
- ・運行に使用する車両は運行事業者で調達、維持管理を行うこととし、車両の車検及び故障等により使用できない場合、定員超過時の対応のための予備車両については運行事業者で準備する。
- ・交通会議は、必要に応じて運行実施状況の報告を求めることができる。

- ・天災、その他の事由により、運行区間の全部又は一部が運行できない場合は、運行事業者は運行を中止し、直ちに交通会議に連絡すると共に、情報を利用者に速やかに周知するように努めること。
- ・事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替の手配等、速やかに対応すること。

(4) 委託事業上の注意事項

①損害賠償

- ・運行事業者は、運行の実施にあたり利用者の生命及び身体を害したとき、または他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- ・事業者は運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対して以下の保証金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。
 - ア 対人賠償 無制限
 - イ 対物賠償 無制限

②個人情報の保護

- ・受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。この規定は受託期間満了後においても同様とする。

③法人またはその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 2 条第 6 項に規定する「開始前会社」及び同条第 7 項に規定する「更生会社」。ただし、同法第 199 条の第 1 項に規定する更生計画認可が決定されたものを除く。
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 1 号に規定する「再生債務者」
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」、同上第 6 号に規定する「暴力団員」、また、これらに
関与している者
- ・国税及び地方税を滞納しているもの
- ・宗教活動、政治活動に利用する目的の者

(5) その他

- ・本業務の履行に際し、運行事業者は関係法令を遵守しなければならない。
- ・運行期間中に発生した本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- ・第三者に対し、委託業務の一部または全部の実施を委託してはならない。
- ・本仕様書に定めるもののほか必要な事項は、交通会議及び運行事業者双方の協議により別途定めるものとする。